

景観まちづくり刷新支援事業 再評価実施要領細目

第1 再評価の対象とする事業の範囲

都市再生推進事業制度要綱第1条の2第13項に規定する景観まちづくり刷新支援事業とする。

第2 再評価を実施する事業

1 事業単位の取り方

原則として、事業採択を行う際の「モデル地区」を一つの事業単位とする。

2 用語の定義

(1) 未着工の事業

用地買収手続き、移転補償手続き又は工事のいずれにも着手していない事業をいう。

(2) 再評価実施後一定期間が経過している事業

再評価実施後5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業をいう。

3 事業採択後5年間を経過した時点で継続中の事業について、再評価の実施の必要性を判断する際の視点

以下の指標により事業が順調に進展しているか予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

(1) 社会経済情勢等の動向

地元情勢、上位計画等の変更の有無、関連事業の進捗状況等

(2) 事業の進捗状況

事業の進捗率、進捗の見通し等

(3) コスト縮減や代替案の可能性

事業に関する技術革新の状況等

4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要性を判断する際の視点

上位計画等の変更、関連事業の中止・休止等、社会経済情勢の急激な変化があった場合や、当該事業に関連する技術に著しい革新等があった場合には、第2の3の指標に基づき、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

第3 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 再評価資料の作成主体

事業主体が再評価に係る資料の作成を行う。

(2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、次に掲げる内容を整理した資料とする。なお、必要に応じ、資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②再評価に関する指標

(3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下のとおりとする。

①再評価を実施する事業の一覧表

②再評価に係る資料

③対応方針（原案）

2 評価結果、対応方針等の公表方法

(1) 公表内容

再評価を実施した事業の一覧表、再評価に係る資料、対応方針、対応方針の決定理由、事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯に関する資料とする。

(2) 公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第4 評価の手法

1 評価手法の設定

再評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

(1) 事業の必要性に関する視点

① 事業を巡る社会情勢の変化

社会経済情勢、上位計画の変更の有無及びその程度、関連する他事業の進捗状況等

② 事業の投資効果

費用対効果分析の結果等

③ 事業の進捗状況

事業の進捗率等事業の進捗状況

(2) 事業の進捗の見込みの視点

事業実施のめど、進捗の見通し等

(3) コスト縮減や代替案立案の可能性の視点

コスト縮減方策、代替案等の検討

なお、各視点に基づいた指標及び対応方針を決定する際の判断基準等については、別に定めるものとし、これらの評価手法を参考に、再評価の実施主体は、個別事業の特性に応じて評価手法を設定できるものとする。

2 評価手法の公表の方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第5 施行期日

本細目は、平成30年10月25日から施行する。